

平成 1 0 年 4 月 1 日 修正	平成 1 1 年 4 月 1 日 修正
平成 1 2 年 4 月 1 日 修正	平成 1 3 年 4 月 1 日 修正
平成 1 4 年 4 月 1 日 修正	平成 1 5 年 4 月 1 日 修正
平成 1 6 年 4 月 1 日 修正	平成 1 7 年 4 月 1 日 修正
平成 1 8 年 4 月 1 日 修正	平成 1 9 年 4 月 1 日 修正
平成 2 0 年 4 月 1 日 修正	平成 2 2 年 4 月 1 日 修正
平成 2 3 年 4 月 1 日 修正	平成 2 4 年 4 月 1 日 修正
平成 2 5 年 4 月 1 日 修正	平成 2 6 年 4 月 1 日 修正
平成 2 7 年 4 月 1 日 修正	平成 2 8 年 7 月 1 日 修正
平成 2 9 年 4 月 1 日 修正	平成 3 0 年 4 月 1 日 修正
令和 元 年 6 月 1 日 修正	令和 2 年 6 月 1 日 修正
令和 3 年 6 月 1 日 修正	令和 4 年 7 月 1 日 修正
令和 5 年 7 月 1 日 修正	令和 6 年 7 月 1 日 修正
令和 7 年 7 月 1 日 修正	

第 1 章 総 則

1. 目 的

この計画は災害対策基本法（昭和 36 年法 223 号）第42条の規定に基づき、高森町において防災に関し、町及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、町土の保全、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 地域防災計画の種類

この防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画とする。

3. 災害の想定

高森町は、地理的には熊本県の最東端に位置し、北には阿蘇五岳の高岳（1,592m）根子岳（1,408m）、東には祖母山（1,756m）等の高峰を有し、梅雨期には多雨域となって白川・五ヶ瀬川・大野川水系に豪雨をもたらし、また台風期には特に山岳地域に雨が多く豪雨出水をもたらしている。阿蘇火山噴火については、前もって感知できないこともあり、特殊な災害を想定する必要がある。

また、本町の火災発生については、季節風の時などの異常乾燥時及び原野火入れ時等原野森林火災の発生を見ている。

昭和28年・昭和49年・昭和63年・平成2年・平成19年・平成24年・令和2年の水害・平成28年熊本地震及び本町に発生した過去の災害状況を参考に想定した災害は以下のとおりである。

①水害（大雨）

中山川、上色見川、前原谷川、川走川、大谷川等の中小河川の増水、氾濫及び排水機能低下による排水不良（冠水、滞水等）。

②土砂災害

急傾斜地の斜面崩壊、地すべり、土石流の発生等。

③風雪害

大雪、強風や竜巻等に伴う、家屋被害、交通障害や農作物被害等、孤立。

④地震

内陸直下型地震や火山性地震の発生による被害等。

⑤火山

爆発等による火砕流や火山灰による被害等。

⑥火災

住宅火災、野焼き等による原野火災や森林火災の被害等。

⑦複合災害

「地震＋水害」、「地震＋土砂災害」等による被害等。

4. 計画の内容

この計画は、災害対策基本法その他防災関係諸法令、及び国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「高森町国土強靱化地域計画」の趣旨に則り、各種施策及び計画を総合的に網羅し重点的実用計画とする。

5. 計画の整備

高森町総合計画、広域市町村圏計画等により実施促進した実績を精査し、併せて整備強化の方向を明らかにするとともに、消防建造物、気象観測施設等についても現況を調査しながら、強化拡充の方策を明らかにした。

6. 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときは、速やかに修正しなければならない。

7. 作成の資料

この計画の作成に当たっては、本町内に発生した過去の災害の状況及び復旧事業状況を詳細に検討し、作成の資料とした。

8. 計画の周知徹底

この計画は、本町全職員及び関係行政機関、その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるようにするとともに、災害応急対策に必要な職員の訓練を充分行うものとする。

9. 教育訓練

この計画のうち特に必要な事項は、地域住民に周知徹底を図り、住民の教育訓練を充分行うものとする。

10. 計画の通知

この計画を作成終了した場合は速やかに関係地方公共団体、関係行政機関及び関係公共機関に通知するものとする。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 水害予防計画

1. 治山対策

(1) 荒廃地対策

本町の林野面積は13,29413,245haで町総面積17,50617,490haの75.975%にあたり、本町の主要森林地帯は各河川の水源地となっており、防災上重要な位置を占めている。また、森林は水源かん養、土砂崩壊防止、土石流出防備等各種の公益的機能を有しているが、治山事業は森林法、治山治水緊急措置法、地すべり等防止法に基づくもので、このような森林を造成維持することにより、山地災害発生の未然防止や再災害の防止を図っている。事業の実施に当たっては砂防、河川事業と連携を保ち、流域保全と局所防災の見地から町民の生命財産等の保全を期する方針である。

(2) 保安林整備計画

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用が山地の降雨を地中に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量をほぼ一定にする機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流失または崩壊の発生を防止する等、洪水調整機能、渇水緩和機能及び浸蝕防止機能等に優れた効果をもっている。しかし、これらの森林が過失や災害によって破壊された場合、また地味劣悪なため粗悪な林相を呈している場合には、放置すれば前記の保安諸機能が低下し又は喪失して国土の荒廃を招くおそれがある。

これらに対して、質的向上を図るため防災施設を整備しながら改植、補植及び下刈り施肥等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の水資源のかん養機能と土砂の流出及び崩壊防止等の維持増進を図ることとしている。

(3) 山地災害の原因と対策

本町の災害の主なるものは水害であり、昭和28年6月26日の白川上流の大災害、昭和49年7月16日及び昭和63年5月3日並びに平成2年7月2日の豪雨災害により、山地が崩壊し土石流となって流下し、人家、耕地その他に大きな被害をもたらした。平成24年7月12日に発生した熊本県広域大水害では、阿蘇外輪山周辺で次から次に積乱雲を発生させる、いわゆるバック・ビルディング現象により24時間で500mmを超える大雨を引き起こした。

本町においては土砂災害により39世帯の家屋被害や1名の行方不明者を出す甚大な被害となった。豪雨による山地崩壊の主たる原因は、次のようなものがある。

- ① 無林地状態にある山地の浸蝕作用が進み、野溪が発達して起こる山崩れ
- ② 雨水が山腹の地下表層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落
- ③ 表層の下部に不透水層があって、雨水の浸透が行われず、不透水層に沿って滑落して起こる山崩れ
- ④ 溪流の浸蝕が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ
- ⑤ 不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面に沿って起こる滑落山地災害危険地区調査において、危険地区と判定された箇所について、山脚固定のための谷止工、溪床勾配安定のための堰堤工事を施行するとともに災害に強い森林を造成し、山地崩壊を未然に防止する計画である。

これらに対応するための「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、町防災会議（又は町長）は、地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ. 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ. 救助に関する事項

カ. 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2. 砂防対策

本町の土壌は火山の噴出物によって形成されており、そのため豪雨の際には、一時に土石流となって下流に流送され、人家、耕地、その他公共施設等に甚大な被害を与える恐れがある。人家5戸以上の集落に流入してい

る溪流で土石流の発生により土砂災害が予想される危険溪流の数は22溪流となっている。

したがって町では、堰堤工・流路工等を実施し、土砂災害の防止を図るとともに警戒、避難基準雨量を設定し、土石流危険溪流周辺における警戒、避難体制の整備を図ることとしている。

3. 治水対策

(1) 本町河川の概要

本町の河川は、根子岳を分水嶺として熊本市へ流れる白川上流と祖母山嶺から流れる大野川、外輪山東部の山々から流れる五ヶ瀬川上流の3河川からなり、町管理河川の準用河川も数多く全町にわたり散在している。これらの河川改修については、整備基本方針に沿って災害頻度の高いものから重点的に改修事業が実施される予定である。

(2) 事業の概要

本町は、地域的特異性から台風や豪雨に見舞われる事が多く、近年は局所的集中豪雨による災害も甚大で、その度に尊い人命、財産が失われている。町では、これらの災害から町民の生命・財産を守るため治水事業等河川の規模、危険度に応じて改修事業が実施されている。

4. 洪水浸水対策

令和3年7月15日に特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が施行されたことで、水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定については水位周知河川以外の河川（以下「中小河川」という。）についても周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定追加することとなり、町内全ての中小河川5水系（一部、周辺に防御対象のない河川を除く）において、想定最大規模降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定された。

この水防法改正を受け、町では中小河川に拡大した土砂浸水対応ハザードマップを作成し、中小河川に拡大した洪水浸水想定区域の住民等への普及・周知に努めるものとする。

5. 盛土対策

(1) 盛土による災害の防止のための取り組み

町は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤

去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

（２）是正指導

町は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要となった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

6. 道路橋梁対策

町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を視診するものとする。

第2節 地すべり山崩れ等防止計画

1. 地すべり防止対策

本町における地すべりは、火山岩や火山灰の土質が科学的に変化してもろくなった地質の中で起こるもので、浸蝕が早く進み、水を含むと地すべりを起こしやすくなる。地すべりを誘発助長する原因として最も大きい影響を与えるのは、雨水あるいは地下水の作用である。

町では、地すべり防止法に基づき地すべり指定区域を設定し防止対策工事を施行するなど災害防止に努めている。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、町防災会議（又は町長）は、地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ. 避難施設その他の避難場所・避難路その他の避難経路に関する事項

ウ. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ. 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ. 救助に関する事項

カ. 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地すべり危険箇所についても、町防災会議（又は町長）は、災害対策基本法に基づき、地域防災計画に地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

2. 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地崩壊（がけ崩れ）が各地に多発し、公共物、人家等に重大な被害を及ぼしている。

本町では急傾斜危険箇所調査により、がけ高5m以上、がけの角度30度以上、人家5戸以上を基準に危険箇所7箇所を指定している。災害に関する予報及び警戒の発令または警戒避難体制を整え災害防止に努めている。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、町防災会議（又は町長）は、地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ. 避難施設その他の避難場所・避難路その他の避難経路に関する事項

ウ. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ. 警戒区域内に社会福祉施設、学校、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ. 救助に関する事項

カ. 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第3節 火災予防計画

1. 消防力の充実強化

消防施設を整備するため国及び県の補助を受け、緊急性が高く地域の需要の大きい施設について重点的に整備し、消防体制の充実強化を図る。

(1) 消防機器の整備充実

消防団の機動力強化に寄与する小型動力ポンプ積載車について、重点的に整備を図るとともに、消防機械器具の性能試験を実施し適正な維持管理を図る。

(2) 消防団員の教育訓練強化

最近の火災は複雑多様化しており、消火活動面での対応が極めて困難となっていることと予防消防業務が量的に増大していると同時に、その質的向上が求められていることなどから、技術的に優れた予防要員の確保が必要となっている。そこで、消防学校等において警防・予防業務に従事する消防団員の教育訓練の実施充実を図る。高森町消防団は、毎年秋季火災予防期間中に団員の教育訓練を実施し連携の強化を図ることとする。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

県、町、消防本部は、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備により、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動の支援体制の整備に努めるものとする。

(4) 含蔵寺等の農業用水は、大規模火災等の災害が発生した場合に対応できるよう整備を図る。また、緊急車両が往来できる道路の整備も合わせて行う。

2. 火災予防運動の普及徹底

(1) 火災予防運動

国民生活の水準の向上に伴い、火災は年々増加の傾向にあり、火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するためには、「予防消防」を強力に推進する必要がある。例年全国一斉に行われる春秋2回の火災予防運動に当たり、本町も防災行政無線、高森ポイントチャンネル、小型動力ポンプ積載車による広報及び町広報紙等により、火災予防思想の普及徹底に努める。

3. 火災予防対策の推進

(1) 予防査察の強化

阿蘇広域行政事務組合消防本部に依頼し、管内の防火対象物、危険物施設に対して査察を実施してもらい、防火管理体制・消防用設備等についてその維持管理基準不適合状態の是正及び重大な欠陥のある防火対象物及び危険物施設に対する措置・命令等を強力に推進する。

(2) 火災危険区域の設定

密集地の内、特に火災危険の大きい区域については、消防・建築等総合的な観点から火災危険区域を設定し防火対策を樹立する。

4. 林野火災

(1) 予防措置

林野火災の原因が落雷、噴火、摩擦熱等の天災は例外として、そのほとんどが人為的であり、発生場所が林野であるので、人に対する措置と林野に対する施設の整備を図る。

① 教育指導

- ア. 広告、ポスター掲示等による広報
- イ. 危険区域・主要入山口に標板、制板、ポスターの掲示
- ウ. 防災行政無線による火災警報発令の周知徹底
- エ. 森林所有者等による防火組織の確立

② 取締の強化

- ア. たき火・喫煙の制限
- イ. 火入れ許可の厳正なる実施及び監督

(2) 防火施設

防火施設は、火災の早期発見と適正な防火・消火の措置により、被害を最小限度に防止するもので、森林経営上、予防及び消火の施設整備を図る。

① 警防施設

- ア. 林野火災監視塔の設置及び付属品の整備
- イ. 予防施設（立て看板、標識板等）の設置
- ウ. 林野火災の予防及び消火技術の研修

② 防火施設の整備

経営上、特に火災危険地区森林に延焼防止のため、防火施設を整備強化する。

ア. 防火線の構築

位置・構造については、地区森林の状況により最も効果的な設備を考慮する。

イ. 防火林の造成

防火線敷には、火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧のための防火林あるいは防火樹帯を設ける。

ウ. 防火道の設置

林道の拡充に伴い地域別の防火道の設置を図る。地区森林経営の実態を十分に調査し、林産物の搬出・林内作業等と火災予防計画とを総合的に検討して設置する。

エ. 消火用器具

可搬ポンプ・水のう付手動ポンプ等の設置

5. ヘリポートの整備

あらゆる災害にも対応できるように町内に複数のヘリポート（図1及び図2）を整備する。

場外離発着場（図1）

番号	名 称		備考
1	休暇村南阿蘇	88m×103m	国指定
2	高森防災公園	88m×40m	国指定

災害時緊急離発着場（図2）

番号	名 称		備考
1	色見生涯学習センターグラウンド	50m×80m	消防指定
2	草部総合センターグラウンド	70m×90m	消防指定
3	河原生涯学習センターグラウンド	70m×60m	消防指定
4	尾下小学校跡地	40m×80m	消防指定
5	高森東学園義務教育学校グラウンド	140m×80m	消防指定
6	野尻中学校跡地	50m×40m	消防指定
7	高森中央小学校グラウンド	60m×80m	消防指定
8	高森中学校グラウンド	100m×120m	消防指定
9	高森町民グラウンド	120m×120m	消防指定
10	高森町多目的広場つくしまつもと	104m×103m	消防指定
11	旧草部北部中学校跡地		消防指定
12	湧水トンネル駐車場		消防指定
13	阿蘇スカイブルーゴルフリゾート	複数あり	消防指定

第4節 建造物等災害予防計画

1. 防災建築物の建築促進対策

火災による建築物の焼失は、建築の大部分が木造であることに起因している。このため、消防力の強化・整備さらに建築物の不燃化及び耐震化を促進し、災害予防の推進を図る。

2. 公共建築物の耐震耐火対策

公共建築物の老朽化による危険性の高い建物の改築に当たっては、逐次耐震耐火建築物を建設しているが、更にその目的に添って推進する。

3. 公共施設等災害予防

生活に密着した公共施設が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、町、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、災害機能の強化を図るものとする。

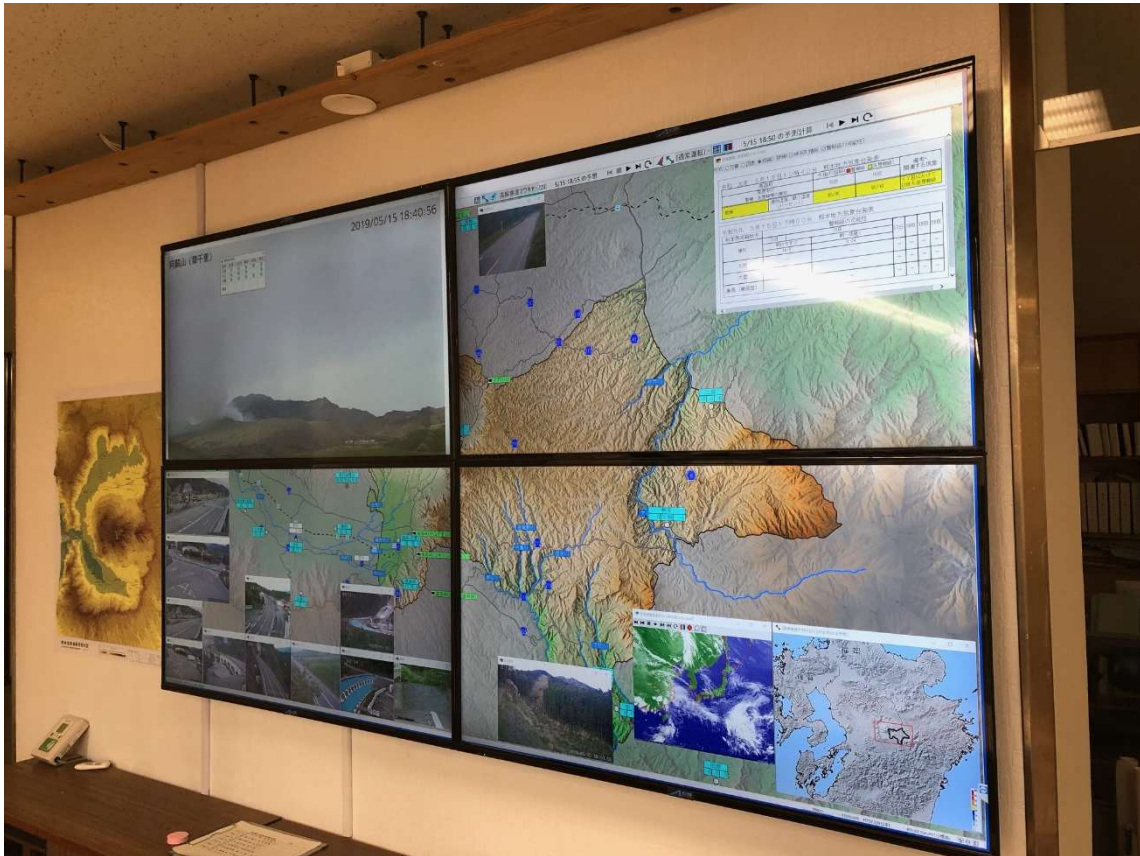
その他、町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 気象観測施設等整備計画

1. 気象観測施設の概要

- (1) 本町における気象観測の施設は、県水防情報関係分として雨量観測局1ヶ所、県砂防情報関係分として雨量観測局1ヶ所、国土交通省関係分3ヶ所、熊本地方気象台関係分として雨量観測所1ヶ所の合計6ヶ所に設置されている。
- (2) 関係機関の観測所における観測資料の収集に努めるとともに十分な利活用を図る。
- (3) 局地災害情報システム（図3）を活用し、あらゆる観測データの一元的な収集を行う。

局地災害情報システム（図3）



第6節 自主防災組織整備計画

本計画は、住民の隣保共同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が町民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

1. 組織の必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。このような場合には、隣保共同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえでより有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

2. 組織の整備

(1) 組織の育成指導及び強化

町は、活動できる自主防災組織を育成するために必要な助言及び指導を行うものとする。特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進等により組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防衛組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練・教育等への参加・活動を図る。

(2) 組織の編成単位

住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる駐在区を一つの単位とする。

(3) 組織づくり

既存の駐在区の自治組織を自主防災組織として育成し、自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、活動的な組織を

育成していく。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

(4) 地域住民による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、町との連携により防災活動を行うこととする。

また、町は地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(5) 活 動

① 平常時の活動

- ・ 防災に関する知識・情報の収集等
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 緊急連絡網の作成
- ・ 火気使用設備器具等の点検
- ・ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ・ 避難行動要支援者の把握

② 災害時の活動

- ・ 情報の収集及び伝達
- ・ 救出救護
- ・ 出火防止、初期消火の実施
- ・ 給食給水
- ・ 避難誘導

(6) 災害予防知識の普及

災害の未然防止もしくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及及び徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう務めるものとする。

前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。

① 火災予防の心得

② 気象予警報等の種別と対策

③ 台風襲来時の家屋の保全方法

④ 農林水産物に対する応急措置

⑤ 非常食料・水の準備（２～３日分の備蓄）

⑥ 夕方明るいうちからの予防的避難

⑦ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）

⑧ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ

⑨ 防災サイレン吹鳴の意義

⑩ 避難先および避難方法

⑪ 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）

⑫ 防疫の心得および消毒方法等の要領

⑬災害時の心得

⑭自動車運転者のとるべき措置

第7節 地域防災力強化計画

高森町民は、「自らの身の安全は自らが守る。」という防災の基本に基づき、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会や町内会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

また、町は地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1. 自助

高森町民は、「自らの身の安全は自らが守る。」「自分で出来ることは自分で行う。」が基本であることに自覚を持ち、平時に防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。また、災害時には、早めの避難等の命を守る行動をとるとともに、近隣住民等と協力した防災活動に努めるものとする。

（1）平時

ア 知識等の取得

- ・過去の災害発生状況

- ・ 気象予報警報等の種別と対策
- ・ 防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難所、避難方法、災害危険箇所
- ・ 家族等との緊急・安否確認方法
- ・ 就寝場所の安全確認
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 近隣の井戸の位置等の確認
- ・ 防災行政無線戸別受信機等の操作要領の確認
- ・ 命を守る「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の作成
- ・ 住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・ 防災メールサービスの登録
- ・ 最低3日分（推奨1週間分）の水・食糧等生活必需品の備蓄
（日常備蓄含む）

※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく備蓄方法で無駄にならない。

- ・ 非常持出品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※非常持出品として準備しておく物は、薬の服用の有無など家族の状況によって異なる。

（２）災害時

ア 早目の避難（予防的避難含む）生命を守る行動

イ 近所の避難行動要支援者等に対する避難支援

ウ 一時避難所として地区公民館及び集会所を開設、気象状況によっては集団での指定避難所への避難を促す。一時避難所は、環境の整備を図ると共に非常用発電機等を配備し避難者の安全を確保する。別紙（公民館及び集会所一覧参照）

エ 避難所運営等の協力

2. 共助

高森町民は、平時より各地域の消防団や自治会及び自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりなどを進め、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という隣保協同の精神と連携により行う防災活動「共助」による地域における防災体制の構築に努める。

災害時には、地域住民が一致団結して「地域でできることは地域で行う。」

を目標に、地域での予防・安全対策に努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練への参加（各駐在区と連携した訓練等）
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、各駐在区への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄及び管理
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見回り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・各駐在区への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ 救出・救護活動への協力
- カ 避難所の運営
- キ 見回り等による避難所以外の被災者の情報の把握
- ク 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、地域の防災訓練等に積極的に参加する等、平時から地域の住民とのコミュニケーションを図り、特に要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域内）においては、災害に備えて避難確保計画を作成し土砂災害の発生、または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め迅速な避難の確保を図るものとする。町は、要配慮利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は

管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。町内の要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域内）は別紙のとおりとする。また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動に努める。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続する事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 事業所の耐震化

エ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し

オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施

- （２）食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は高森町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

4. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町は、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。次により地震・津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

また、町は災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

5. 外国人に対する防災知識の普及

町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防

災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市町村等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため災害時多言語電話通訳サービスの活用等、町職員の対応力向上を図るものとする。

第8節 災害ボランティア計画

災害発生時には、多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、町及び関係機関は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努めるものとする。また、避難所でのボランティア等の活動が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受け入れ方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

1. 災害ボランティアの連携

町は社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア活動等の支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

2. 災害ボランティアの種類

災害ボランティア活動には、専門知識、技能を有する専門ボランティアと労務提供型の一般ボランティアの2種類が考えられる。

このうち、専門ボランティアは、医師や看護師の資格を持つ医療ボランティア、建物の倒壊・外壁等の落下の危険度を調査・建築物使用の可否の判定に当たる建築物応急危険度判定士、外国人との通訳を行う通訳ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティア等が考えられる。

それに対して一般ボランティアは、炊き出し・食事の提供・清掃・救援物資の仕分け・配布等の一般労務の提供を行うボランティアであり、組織化された集団ではない場合も多く、通常時にその全体像を把握することはできないものである。

3. ボランティアの受入体制の整備

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社

会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

（１）専門ボランティアの受入体制

町は専門ボランティアについては、各活動担当部局が中心となって対応することとなるので、あらかじめその把握に努めるとともに、発災時の受入体制の整備を図るものとする。

（２）一般ボランティア受入体制

町は災害発生時における一般ボランティア活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤高森支部等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

（３）情報提供窓口の設置

発災時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと効果的な活動が困難であると考えられる。このため、町は発災時のボランティアに対する情報提供窓口等の設置を検討し、情報の提供体制の整備に努めるものとする。

3. ネットワークの構築

町は、既存のボランティア団体等のネットワークを活用し、災害時における協力体制の整備を図るものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 組織計画

災害が発生するおそれ、または発生した場合において、応急対策を実施するための組織は次のとおりである。

1. 高森町の災害対策系統

(1) 高森町災害対策本部と災害関係機関との協力系統（別表 2）

高森町の地域に災害が発生し、または発生の恐れがある場合、高森町災害対策本部と高森町防災会議を構成する防災関係機関等は、町内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡調整を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

2. 高森町災害対策本部

高森町災害対策本部の組織及び編成等は「高森町災害対策本部設置条例」及び「高森町防災会議条例」等の定めるところによる。

(1) 設置基準

① 高森町災害対策本部

- ア. 総務課に災害対策本部室を設置する。総務課が使用できない場合の代替として建設課に設置する。
- イ. 町内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ウ. 町内に特別警報（長周期地震動階級 4 発表に関する特別警戒を含む。）が発表された場合（自動設置）
- エ. 大雨に関する警戒レベル 4 以上を発令した時。
- オ. 災害が発生し、または災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置する必要があるとき。
- カ. 激甚災害で特に応急対策を実施する必要があるとき。
- キ. 災害対策本部会議の開催は、早急に実施し情報の共有に努める。

② 高森町災害対策現地本部

災害地が災害対策本部から遠隔地の場合または本部と現地との通信連絡に円滑さを欠く場合、その他状況に応じ主要災害地に設置する必要があるとき。

(2) 編成

① 高森町災害対策本部

ア. 本部長（町長）は、本部の事務を分掌して推進するため、必要がある
と認めるときには災害対策本部内に対策部を置く。

イ. 対策部に対策部長・対策部員を置く。

ウ. 各対策部長は本部長が指名した者をもって充て、部員は関係部署
に所属する職員の内から本部長が指名するものとする。

エ. 本部の事務を処理するため、本部室を置くものとする。

② 高森町災害対策現地本部

現地本部長は、副本部長または本部員（総務課長）の内から本部長が
指名する者をもって充てる。

（３）高森町災害対策本部組織系統図（別表１）及び災害対策部の分掌事
務（別表３）について

（４）災害対策本部体制の確立と見直し

実効性のある災害対策本部体制を確保するため、定期的な研修、訓練
等を実施し、職員の意識と対応力の向上を図っていくとともに、状況
の変化等に応じた体制の見直しなどを図っていくものとする。

第2節 防災関係機関における業務継続計画

高森町、教育機関、事業者は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、災害時に必要となる人員や資器材等を的確に活用するため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、定期的な研修・訓練・点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、高森町役場本庁はもとより災害対策本部の機能を担う出先機関においては、災害時に災害応急対策や復興・復旧の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- ・ 組織の長が不在の場合のその職務を代行する職員の順位

→町長不在の場合は、教育長が代行する。教育長が不在の場合は、総務課長が代行するものとする。

- ・ 職員の確保体制

→第3章第3節動員計画によるものとする。

- ・ 職員への支援体制（安否確認手法、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、子どもの一時預かり、職員の健康管理、心のケアを含む）

→安否確認用の連絡網の作成、職員用の食料等の備蓄、その他の事項は関係機関の協力の下行うものとする。

- ・ 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定→高森警察署

- ・ 代替施設への移転は総務課長の判断による。

- ・ 電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）等の確保及び定期点検の強化

→太陽光、発電機等

- ・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

→無線、トランシーバー、電話、メール、SNS等

- ・ 重要な行政データのバックアップ→RKKCS

- ・ 非常時優先業務の整理→住民情報管理

第3節 動員計画

1. 職員の動員体制の整備

防災関係機関並びに高森町に災害発生のおそれ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部または全部を直ちに応急措置に従事、活動できるよう、あらかじめ体制を定め所属職員に周知徹底をしておくとともに、相互に強調するよう努めるものとする。

2. 町職員の動員体制

(1) 災害発生のおそれがある場合の動員

① 総務課長による動員

総務課長は、次に掲げる場合は必要に応じ関係課（局）長を招集し、情報を検討のうえ町職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、気象予警報伝達計画に基づき注意報または警報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動に当たらせるものとする。

このため災害処理に関係を有する課（局）長は、所属職員の応急措置に関する担当事務及び職員待機要領をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。

ア. 災害発生のおそれがある注意報・警報・特別警報が気象庁又は熊本地方気象台から発表されたとき。

イ. 火山爆発または地震の危険が予知され、これらに関する情報が発表されたとき。

ウ. 災害発生のおそれがある異常現象の通報が住民からあったとき。

エ. その他町長が必要と認めたとき。

② 「災害発生のおそれのある注意報または警報」

注 意 報	警 報
① 大雨注意報 ② 強風注意報 ③ 洪水注意報 ④ 大雪注意報 ⑤ 風雪注意報	① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報

③ 関係課（局）長による職員動員

災害処理に関係を有する課（局）長は、前記①によるもののほか、職員の配置を必要と認めた場合は所属職員を配置するものとする。

④ 災害警戒本部設置

設 置

ア. 警戒本部は、次の場合に町長が設置する。

- ・ 警報が発表され、特に情報連絡を必要とするとき。
- ・ 自然的、人為的原因から災害が発生し、または発生する恐れがあり、情報連絡を必要とするとき。
- ・ 大規模な火災、交通事故等不測の事故により多数の死傷者を生じ、特に情報連絡を必要とするとき。
- ・ 町内で震度５弱・５強の地震が発生した場合、又は長周期地震動階級３が発表された場合。

イ. 組織構成

町職員を以て構成し、総務課長が指揮監督にあたる。編成は（別表 11）の職員を指名し、交替制で職務にあたる。

（２）災害発生時における動員

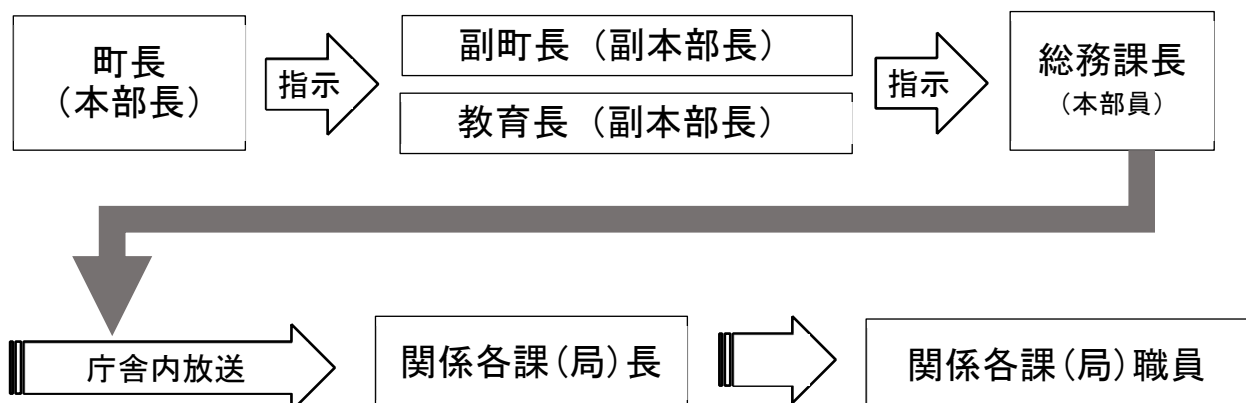
- ①災害関係課（局）長は、災害が発生した場合は所属職員の一部または全部を指揮監督して応急措置に従事するほか、町長または上司の命令があった場合、直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。
- ②職員は、災害が発生した場合には進んで所属の上司と連絡を取り、または自らの判断で参集し応急対策に従事するものとする。
- ③職員は、災害発生時に登庁する場合は速やかに行うものとする。また、震度５弱以上の地震が発生した場合、又は長周期地震動階級３が発表された場合は、自動的に登庁するものとする。なお、やむを得ない理由等で登庁できない場合は所属長に報告し許可を得るものとする。

（３）職員の招集

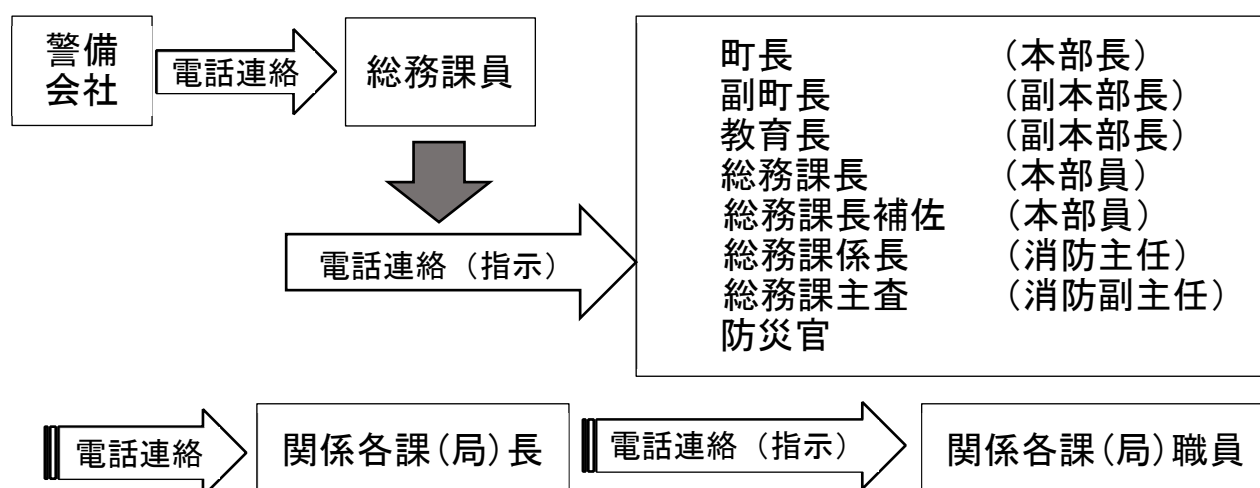
①配置命令の伝達

職員配置の指示または配置担当者の招集の方法は次の系統により行うものとする。

【勤務時間中】



【勤務時間外】



② 配置職員の招集方法

災害関係課（局）長は、所属職員の招集または連絡にあたっては最も迅速かつ適確な方法、緊急連絡網（LINE・電話等）によるものとする。

③ 配置職員の長期化への対応

担当者不在時においても他の職員で最低限の対応が取れるような体制の整備を図り、全ての職員が適度な休暇が取れるよう体制等を整備。

（４）動員解除

応急措置の動員体制は次の場合に解散するものとする。

- ① 災害発生の恐れのある注意報及び警報が解除されたとき。
- ② 被害発生の危険が去ったとき。
- ③ 被害の不拡大が確認されたとき。
- ④ その他町長（本部長）が解散の指示をしたとき。

3. 職員の応援

災害対策基本法第68条による知事に対する応援要請は、県出先機関を通じて必要とする職員数、資材、器材の数量を通報するものとする。

4. 職員の派遣

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、町長（本部長）は地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方公共団体または国機関職員の派遣を要請することができ、また災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

- (1) 災害応急対策または災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取扱は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条による。
- (2) 災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により手当を支給することができるが、支給額は総務省告示の基準により支給する。
- (3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- ①国から派遣を受けた職員には災害対策基本法施行令第18条による。

- ②県から派遣を受けた職員には、地方自治法第252条の17第3項による。

- (4) 被災市町村等への職員派遣

町は、大規模な災害が発生した場合、県市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

町は、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村応援のための職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

応援職員の派遣に当たっては、町は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

5. 視察等要人対応・議員対応

- (1) 視察等要人への対応

国、県、その他公的機関の視察等に関する連絡調整を図り、現地での対応を行う。

- (2) 町議会議員への対応

- ①携帯電話等を用いて町議会議員の安否確認をただちに行う。

- ②被害・対応状況の報告は、災害対策会議の中で定期的に報告する。

第4節 気象予警報伝達計画

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく注意報及び警報並びに、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を関係機関、住民に迅速かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 定 義

この計画において、注意報、警報、気象情報、地震及び火山に関する情報、火災気象通報、火災警報、水防警報の意義は、次の表のとおりとする。

区 分	定 義
注意報	災害を起こすおそれのある場合にそのことを注意して行う予報
警 報	重大な災害を起こすおそれのある場合にそのことを警告して行う予報
特別警報	警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合
情 報	台風・大雨その他の異常気象についてその実況や推移等を説明するもの

①火山現象に関する情報

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区気象台が発表する。

- ・火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

- ・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

- ・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

- ・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表

する。

- ・ 降灰予報

火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、その量に応じて様々な被害をもたらす。降灰予報では量の予測を含めた予報（量的降灰予報）として、噴火を想定した事前の予報（定時）、噴火発生直後の予報（速報）、噴火発生後の精度の良い予報（詳細）を提供する。各情報については、阿蘇火山噴火対策計画を参照。

- ・ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

②緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

③土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること。また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、県と気象庁が共同して発するものである。

2. 予警報等の伝達系統

注意報及び警報等は、次の系統図（別表 4）により迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については関係機関が、注意報の種類、もしくは時期により下部機関に伝達する必要のないと認めるものについてはこの限りでない。また、特別警報が発表された場合については、町は住民に周知の措置を行う義務がある。

3. 予警報等の取扱

町長は、各機関から伝達を受けた注意報及び警報等を本町防災計画の定めるところにより、速やかに住民に徹底するよう努めるものとする。

4. 予警報等伝達責任者

注意報及び警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため総務課長を伝達責任者と定めておくものとする。（総務課長が不在等の場合は総務係長）

5. 異常現象発見時における措置

- （１）災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己、または他人により町長、または警察官に通報するものとする。（基本法 第54条）
- （２）想定する異常現象は、地震・土砂災害・風水害・火山災害・地割れ等の自然現象とする。

第5節 通信設備利用計画

災害が発生するおそれがある場合または、災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置についての通報は、次により行うものとする。

1. 気象予警報の伝達

気象予警報伝達計画に基づき、注意報、警報、特別警報、情報及び通信等を関係機関、住民に伝達する場合は、次によるものとする。

町長は伝達された事項を次により関係機関（消防団、駐在員等）及び住民に徹底するものとする。大雨、台風等による警戒レベルの発令は、高森地区、色見地区、上色見地区、草部地区、野尻地区の地区ごとに発令し早期の避難を呼びかけることとする。警戒レベル5「緊急安全確保」については、昼夜を問わず全ての町民に周知するものとする。尚、その際は防災行政無線、及びたかもりポイントチャンネル若しくは同データ放送によるものとする。

- 防災行政無線
- トランシーバー
- エリアメール
- たかもりポイントチャンネル、HP、facebook、twitter
- 広報車
- サイレンまたは警鐘
- その他速やかに周知できる方法

2. 被害状況等の収集

(1) 調査班からの現地現況報告は、次によるものとする。

- トランシーバー
- 普通電話
- 緊急電話（災害時優先電話 62-0408）、防災無線（移動系）、アマチュア無線
- その他

(2) 町長より県の出先機関への報告

- 防災行政無線
- 普通電話

その他応急措置のための指示または報告についても前記(1)(2)に準ずる。

3. 前記以外の通信設備の利用

前記(1)(2)による通信設備の利用が不能になった場合は、次の専用電話無線等を利用するものとする。

- 警察通信設備

4. すべての設備が途絶した場合の設置

すべての設備が途絶した場合、N T T等に対応を依頼。定期的に状況を問い合わせる。当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

1. 定 義

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱については、関係機関等からの指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、町は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図れるよう、適切に対応するとともに、情報収集においては、県統合型防災情報システムや県防災情報共有システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、町は避難指示等を発令した場合には、県防災情報共有システム（Ｌアラート）（以下「Ｌアラート」という。）及びたかもりポイントチャンネルにて情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

2. 被害報告

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報または報告を行うものとする。

3. 被害報告取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- （１）民生関係 健康推進課長 （人的被害・家屋等被災・医療救護情報）
- （２）住民生活関係 住民福祉課長 （住民の行動・避難状況）
- （３）農林関係 農林政策課長 （農作物・農林道・その他農業施設全般）
- （４）土木関係 建設課長 （町道・河川・その他公共施設全般）
- （５）文教関係 教育委員会事務局長 （学校・社会教育施設等）

4. 報告の種類

報告は、県の被害報告取扱要領に基づいて行うものとするが、至急の場合はその様式にこだわらないものとする。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ○ 災害情報 | 県様式第 1 号（別表 8） |
| ○ 被害状況報告（速報・確定） | 県様式第 2 号（別表 9） |
| ○ 住民避難等報告書 | 県様式第 4 号（別表 10） |

5. 被害状況の調査

町は、防災行政無線の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

なお、被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し行うものとする。

- （１）被害状況等の調査に当たっては、関係各課相互に連絡をとり、調査漏れ、重複調査のないよう留意すること。
- （２）被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合して的確を期すること。
- （３）事前に被害調査の担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配置しておくこと。（被害調査班は別表 7）
- （４）災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、概括的な情報で足りる。

ただし、①の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該区域内で行方不明になった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努めるものとする。

さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集をおこなうものとする。

- ① 人的被害（行方不明者・安否不明者の数を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 住家の被災状況
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 医療救護関係情報
- ⑧ 調整会議の開催
- ⑨ その他必要な被害報告

※「③住家の被災状況」の調査について

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

6. 被害状況等の報告

町長は、災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を知事に報告するものとする。

第 7 節 広報計画

災害の未然防止若しくは軽減のためには、住民への予防知識の普及徹底が必要であり、そのためには日頃から住民への広報が大事となる。また、町内の災害時における情報及び被害状況等は、報道機関その他を通じてすみやかに関係機関並びに住民に周知徹底し、被害軽減と民心の安定を図る。

1. 実施機関

基本法に定められている災害応急対策責任者（基本法第50条、第51条）である町長は、それぞれの分担事務、または業務について広報活動に努めなければならない。

2. 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換に努めなければならない。

3. 報道対応

総務課にて対応を行い、担当職員を1名以上配置する。電話対応については担当者で行うが、記者会見などが必要な場合は、幹部職員と調整するものとする。

4. 町における広報活動

（1）情報等収集要領

原則として別節に定めた「情報収集及び被害報告取扱計画」及び「通信設備利用計画」により、情報の収集を行う。

（2）情報の発表と広報活動

- ①収集した情報及び対策についてはすみやかに報道機関に発表し、住民に対する周知徹底を図る。
- ②広報活動の資料並びに記録用として、災害写真の撮影及び被災現場等の取材を行う。
- ③広報活動等の活用により、被災地域における応急対策等について周知徹底を図る。
- ④たかもりポイントチャンネル及び広報紙、チラシ、ポスター等を作成し広報を行う。
- ⑤その他必要な事項を実施する。

(3) 災害予防知識の普及徹底

- ①火災予防・災害時の心得
- ②気象予警報等の種別と対策
- ③災害危険個所の認識
- ④台風襲来時の家屋の保全方法
- ⑤農林水産物に対する応急措置
- ⑥3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ⑦非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証（コピー可）等）の準備
- ⑧夕方明るいうちからの予防的避難
- ⑨寝室位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- ⑩防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ⑪防災サイレン吹鳴の意義
- ⑫避難先及び避難方法
- ⑬避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨等）
- ⑭家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備
- ⑮防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ⑯自動車運転者のとるべき措置

(4) 住民からの問合せ対応

県、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(5) 総合相談窓口の設置

各種問合せ対応職員1名を配置し、被災住民に対する生活支援等の相談に従事させる。

第8節 支援要請計画

県、市町村等の関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるようあらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1. 関係機関との相互連絡

(1) 県との関係

高森町は、災害応急対策を行うために必要な場合、県に対し応援を求め、災害応急対策の実施を要請し、災害対策に万全を期するものとする。

なお、応援要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ①派遣を要請する理由
- ②派遣を要請する職員の職種別人員
- ③派遣を必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤その他職員の派遣について必要な事項

また、県への応援要請が迅速に行えるよう、予め県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする、

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の市町村及び災害関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合配置体制や資器材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

2. 自衛隊災害派遣要請

第3章第12節「自衛隊派遣要請計画」による。

第9節 受援計画

1. 受援計画の策定

高森町・防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定にあたっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 総括【受援の窓口は、総務部（地震の場合は対策部）とする。】

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

- ・ 受援組織の設置
- ・ 受援組織の編成、役割 等

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制 等

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

- ・ 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化
- ・ 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
- ・ 業務毎のマニュアルの整理、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資器材（通信、OA機器、交通手段、燃料）水、食料、宿泊場所の確保等

ウ 応援職員の待機場所

応援職員の待機場所にあっては、高森町役場庁舎北側別棟を確保する。

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入に必要な人員・資器材の確保等受入体制

(4) 被災地区への支援

ア 応援組織の設置

イ 各地区の受援対象業務の把握

ウ 県内市町村や県外市町村との連絡支援体制

エ 各地区の受援ニーズ、受援状況把握、全体状況の取りまとめ

オ 体制が十分でない地区への受援業務の支援、職員派遣による被災地区のニーズの把握等

2. 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

高森町は、訓練等を通じて、応急対策支援制度を活用した応援支援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

高森町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

高森町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第 10 節 応急措置等計画

1. 町長の応急措置

(1) 町長の応急措置についての責任（基本法第58条）

町長は本町に災害が発生、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより災害の発生を防御し、又は拡大を防止するため必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(2) 消防機関の出動命令等（基本法第58条）

町長は、災害発生のおそれがあるときは、消防機関に出動の準備をさせ、若しくは、出動を命じ、または警察官の出動を求める等災害応急責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めることができる。

(3) 設備物件の除去等事前措置

町長は、災害発生のおそれがあるときは、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者に対し、災害を防止するため必要限度において、当該施設または、物件の除去保安その他必要な措置をとることを示し、またはこれらの指示について、状況によっては警察署長に要求することができる。

(4) 警戒区域（基本法第63条）

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入を規制し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(5) 工作物等の使用、収用等（基本法第64条）

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を緊急に実施する必要があると認めた場合には、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施対象となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。町長は工作物を除去したときは、その保管、公示売却及び売却手続、費用徴収、返還することのできない場合の帰属等について基本法第64条第2項、後段第3項、第4項、第5項、第6項同法施行令第25条、第26条、第27条の規定に基づいて行うものとする。

(6) 業務命令（基本法第65条）

町長は当該町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に応急措置を緊急に実施する必要があると認めるときには、区域内

の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

(7) 損失補償

町長は、前記(5)により町長による工作物等の使用収用等の処分が行なわれたため、当該処分により生じた損失を補償しなければならない。

(8) 応急措置の業務に従事する損害補償（基本法第84条第1項）

町は、町長又は警察官が前記(6)の業務命令、及び(4)の警戒区域の設定のために、当該区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させた場合に当該業務に従事した者が、そのために死亡、負傷し若しくは病気にかかり、又は廃疾となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者が、これらの原因によって受ける損害の補償について、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例の定めるところにより行うものとする。

2. 本町の委員会委員の応急措置

本町の各種委員会委員、公共団体及び防止上重要な施設の管理者その他法令の規定により、応急措置実施について責任を有する者は、本町内に災害が発生、又は発生しようとしているときは、防災計画の定めるところにより、町長の所轄の下に、その所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、または町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第 1 1 節 緊急消防援助隊要請計画

1. 緊急消防援助隊の出動要請

- (1) 町長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- (2) 町長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、阿蘇広域消防本部消防長へ連絡するものとする。

2. 高森町緊急消防援助隊調整本部

- (1) 町長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、高森町での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて高森町応援等調整本部を設置するものとする。
- (2) 緊急消防援助隊調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けたもの、高森町派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、又は県内広域応援消防隊の代表とし、町長又はその委任を受けたものを本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し次の事項を掌るものとする。
 - ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること
 - イ 関係機関との連絡調整、情報の集約・調整に関すること
 - ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
 - エ 緊急消防援助隊の活動終了に関すること
 - オ その他必要な事項に関すること

3. 熊本県緊急消防援助隊調整本部への派遣

高森町を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県緊急消防援助隊調整本部が設置された場合は、町長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

第 1 2 節 自衛隊派遣要求計画

1. 災害派遣要求の基準

天災地変その他災害に対して、人命または財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を県知事に要求する場合の基準は、次のとおりである。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要がある場合。

(2) 緊急性

さし迫った必要がある場合。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がない場合。

2. 派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に対し、町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊施設または野営施設の便宜を与えること。

(2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般復旧工事等については、別途依頼すること。

(3) 自衛隊の作業に対し、町当局及び地域住民は積極的に協力すること。

(4) 災害地における作業に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。

(5) 連絡幹部等の受け入れにあたっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。

(6) 人命救助活動については、自治体が一元的な調整及び統制を行う。

3. 自衛隊に要求する活動内容

災害派遣要求において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

(1) 人命救助：行方不明者の捜査、被災者の救出・救助

(2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火

(3) 水防活動：土のう作成、運搬、積み込み

(4) 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送

- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯
- (9) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設
- (10) 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置

第 13 節 避難計画

住民の適切な避難誘導を行うためには、日頃からの意識付けが重要であり、災害により危険な状態にある住民に対しては、早い時点からの避難を伝え、更には避難指示等を発令し、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図るための計画は次による。

1. 実施責任者

災害から住民の生命及び身体を保護するための、避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である町長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。

(1) 町長（基本法第60条）

町長は避難のため「立ち退き及び立ち退き先の指示」をすることができる。

(2) 警察官（基本法第61条）（警察職務執行法第4条）

(3) 水防管理者（水防法第22条）

(4) 知事またはその命を受けた職員（水防法第22条）

(5) 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）

2. 避難指示等の基準

避難指示等の基準（別表：警戒レベル発令基準）は、「避難情報等に関するガイドライン」（令和3年5月改定）を参考とする。具体的には、災害の種類及び地域の特性等により異なるが、判断基準設定の考え方は、次の（1）～（3）のとおりとする。基本的には、夜間・早朝であっても、躊躇することなく避難指示等は発令する。また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町では、深夜に大雨等が予想される場合、極力、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。なお、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の前兆等の発見に努めるものとする。

(1) 水害

① 警戒レベル3（高齢者等避難）

② 警戒レベル4（避難指示）

町は、危険な場所から全員避難できるように、早めに避難指示等の

情報の発令を行うものとする。

本町においては、避難判断水位や氾濫危険水位を示す該当河川が少ないが、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量・雨域の移動状況等のデータを使用した局地災害情報システムの情報を元に資料編「警戒レベル発令基準」を判断の基準とする。なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

③ 警戒レベル5（緊急安全確保）

警戒レベル発令の判断基準は、警戒レベル4と同様とする。なお、大雨特別警報（浸水害）の対象は、市町村単位で発表されることから発令対象区域は、氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定する必要がある。

（2）土砂災害

①警戒レベル3（高齢者等避難）

大雨警報（土砂災害）は、土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、これらの情報を使用した局地災害情報システムの情報を元に資料編「警戒レベル発令基準」を判断の基準とする。雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定可能な場合は、町内の雨量観測点や土砂災害危険箇所等において既に累積雨量の一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も判断基準とする。土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して検討する。

大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合には、避難指示の発令を検討する。その際、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することとしている。

なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

②警戒レベル4（避難指示）

基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難指示が発令されていることとなる。土砂災害警戒情報を捕捉する情報が実況で基準

を超過した場合や、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等は、一層土砂災害発生の危険性が高まっていると想定される。よって、これらの情報を使用した局地災害情報システムの情報を元に資料編「警戒レベル発令基準」を判断の基準とする。発令する場合は、土砂災害警戒情報を捕捉する情報を参考とし、避難指示の発令地域を的確に設定する。

③警戒レベル5（緊急安全確保）

大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、既に土砂災害が発生または発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく発令の対象地域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

（3）避難誘導の方法

避難誘導は、災害という特殊条件のもとに行なわれるものであるから、責任者は安全かつ迅速に実施するものとする。なお、避難経路等は平素から、あらかじめ定めておき、住民に周知徹底し、避難誘導の万全を図るものとする。

町長等の避難指示等を発令するものは、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の避難に配慮するものとする。特に住民に対し、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全確保を図ること。

なお、深夜の突発的な豪雨や落雷など、指定された避難所への誘導が危険な場合は、「避難が困難な場合は、自宅内外のより安全な場所に逃げてください」などの表現等で、安全な場所への避難を促すものとする。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

（4）広域避難及び被災者の運送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能

となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

(6) 避難行動要支援者等に係る対策

在宅の要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣ネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、研修や避難訓練を実施するなど、要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

①安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるよう、日頃から社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

②避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

③避難行動要支援者名簿の作成

町は、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は災害規模によって機能が著しく低下することを見据えて、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

④避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、災害対策基本法、及び高森町避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、消防団、民生委員・児童委員、駐在嘱託員、集落支援員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、事前に避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法、及び高森町避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにする。そのため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がい者の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにする。すなわち、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整

備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑤避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係を作ることが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日頃から地域づくりを進めておくことが重要である。

このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士の顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

⑥避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、町は、病院、社会福祉施設の活用を含め、高齢者や障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を進め、県は県全体の指定状況の把握・調整を行うものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

さらに、県及び町は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し

避難所（福祉避難所）の確保を図るものとする。

町は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるように配慮に努めるものとする。

⑦物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄を考えなければならない。このため、各指定避難所に備蓄倉庫を設置し必要な資材等を備蓄する。

この際、高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品等の備蓄、食料については、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄についても準備をする。

⑧避難支援計画の策定

町は、上記の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定め、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、町防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がい者の状況等避難支援等を必要とするその事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作

成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。また、県は、町が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援する

さらに、策定された避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行うものとする。

なお、避難支援計画は、町の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府策定）」を参考とするものとする。

⑨避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、保健福祉担当部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

⑩避難行動要支援者情報の取扱い

消防機関、警察、消防団、民生委員・児童委員、駐在嘱託員、集落支援員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援者等の第三者への避難行動要支援者情報の提供については、個人情報保護の観点から、町は、避難行動要支援者名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時には、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

⑪福祉・保健巡回サービス

町は状況調査の結果を踏まえ、民生委員等必要な人材により、住宅、

避難所等で生活する避難行動要支援者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施するものとする。

⑫通報手段の整備

町は、災害時における迅速かつ的確な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の給付の促進等緊急通報システムの整備を図るものとする。

⑬地域との相互協力体制

町は、民生委員を中心として自主防災組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制整備に努めるものとする。

(7) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のない豪雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動をとることは現実的には困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況にあったことが、その後の検証結果から明らかになった。

また、平成25年には伊豆大島（東京都大島町）で、台風26号における記録的な集中豪雨により、三原山噴火で斜面に堆積した火山灰などの表層部が一気に崩れ落ち、甚大な人的被害がもたらされたが、伊豆大島の災害における火山灰層崩落の構造は、阿蘇地域の土石流災害と同様のメカニズムであると専門家から指摘されている。

これらの災害を通して得られた教訓は、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」の考えである。

町は、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際早目の行動を促すため「予防的避難」に取組み、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3. 住民への伝達方法

- (1) 避難指示の一般的伝達は、災害対策本部の広報活動によるが、事態に即応して避難指示を発令したときは、直ちに、避難地区住民に周知させる。なお、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

周知する方法及び伝達内容は、次のとおりである。

①伝達方法

- ア) あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及びマイク等により伝達周知
 - イ) 広報車による伝達周知
 - ウ) サイレン及び警鐘による伝達周知
 - エ) 防災行政無線及び電話による伝達周知
 - オ) Jアラート及びLアラートによる伝達周知
 - カ) 携帯電話メールサービスによる伝達周知
 - キ) たかもりポイントチャンネルによる伝達周知
- 以上による方法が利用できない場合は、職員を使者として伝達する。

②伝達内容

- ア) 避難先とその場所名
- イ) 避難経路
- ウ) 指示の理由
- エ) 注意事項
 - ・ 避難後の戸締り
 - ・ 家屋補強、家財道具の高い場所への移動
 - ・ 携帯品は限られた必要なものだけにする。
 - ・ 服装は軽装のこと

4. 教育機関等の避難計画

教育委員会及び学校長は、災害時の避難対策を十分講じておくものとする。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と相互間の連絡・連携体制の構築に勤めるものとする。

特に、次の応急措置を実施するものとする。

(1) 実施方法

- ① 教育長は、災害の種別、程度によりすみやかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- ② 学校長は、教育長の指示のもとに、または緊急を要する場合は、すみやかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- ③ 児童生徒が学校の管理外にある場合は、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

- ① 教育長の避難の指示等は、町長の指示により行うほか、安全性を考慮して、すみやかに実施するものとする。
- ② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示するものとする。
- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年・疾病者等を優先して行うものとする。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引渡すものとする。
- ⑤ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 留意事項

- ① 教育長の学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- ② 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。
 - ア 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 指定避難所の指定
 - ウ 避難順位及び指定避難所までの誘導責任者
 - エ 児童生徒の携行品
 - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 災害が校内または学校付近に発生した場合は、学校長はすみやかに町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。
- ④ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
 - ア 地区担当教師の誘導を必要とする場合は、地区毎に安全な場所まで誘導するものとする。
 - イ 地区毎に児童生徒を集団下校させる場合は、校内の危険箇所の

通行は避けるように配慮するものとする。

- ⑤ 児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告及び連絡等の方法を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。
- ⑥ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

(4) 指定避難所

- ① 教育長は、高森町地域防災計画その他を考慮し、災害の種別及び程度に応じた各学校の指定避難所を定めるものとする。
- ② 学校が高森町地域防災計画等に定める指定避難所に指定されている場所等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引渡すものとする。

5. 指定避難所の開設

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所

① 広域指定避難所の整備計画

町は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域指定避難所の整備計画を検討するものとする。

② 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害の恐れのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、町は、被害が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設で、災害発生時に迅速に指定避難所の開設が可能な管理体制等を有するものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要と

なる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部課と福祉部課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、住民が日常の生活空間において、ハザードマップに示された災害リスクを実感できるよう指定緊急避難場所等の案内標識、誘導標識及び海拔標識等を設置するなどし、リアルハザードマップの整備に取り組むとともに、平素から防災訓練等を実施することにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所については、避難時の二次被害を防ぐため、耐震化を順次進めるものとする。

(2) 指定避難所の開設と閉鎖

指定避難所は、災害対策本部長が災害の規模・状況に応じて開設し、またその必要がなくなつたと認めるとき閉鎖する。あらかじめ決められた指定避難所担当者等（集落支援員、及び駐在嘱託員等）により開設・閉鎖を行うが、人員に不足を生じた場合は災害対策本部へ応援を要請するものとする。（指定避難所、資料編別表5参照）

また、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置する。

(3) 指定避難所開設の報告

指定避難所担当者より指定避難所設置の報告を受けた災害対策本部は、直ちに避難所の開設状況を、住民避難等報告書により県知事に報告しなければならない。

- ① 指定避難所開設の日時、及び場所、施設名
- ② 収容状況及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

6. 指定避難所に収容する者の範囲

指定避難所に収容する者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

7. 指定避難所担当者の執務要領

- (1) 指定避難所担当者は、被災者を誘導するとき、本部長の指示が間に合わないときには自己の判断によることとする。
- (2) 避難順序は、避難行動に時間を要する要支援者から優先させること。
- (3) 指定避難所の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合には、上司に報告し、避難場所の移転を行うこと。
- (4) 指定避難所内の衛生については、使用人数に応じてトイレの数を確保するとともに、食事・トイレのルールを周知する。害虫対策、暑さ寒さ対策に留意し、必要な措置を講ずるときは、上司に報告する。
- (5) 避難者の収容が終了次第、災害対策本部へ収容人員を報告する。
- (6) 給食、その他の物品の配分については、統制を保ち、かつ公平に行うこと。
- (7) 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにする。
- (8) 担当者は、常に災害対策本部と連絡を密にし、その使命の完遂を図る。
- (9) 指定避難所収容者名簿、報告書等を整備し、閉鎖後直ちに災害対策本部に提出すること。
- (10) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (11) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- (12) 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (13) 避難所における男女共同参画を推進する視点から、高森町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局と防災担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における役割について明確化しておくように努めるものとする。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食糧確保等を行うものとする。
- (14) 町は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

- (15) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (16) 町は、家庭動物との同行避難に備えて、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。
- (17) 町は、感染症の自宅療養者等への対応については、県保健福祉部（保健所）との連携の下、避難の確保に向けた検討・調整に努めるものとする。
- (18) 県、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物質の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (19) 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNP0・ボランティア等の外部支援者等との協議についても検討するものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するように努めるものとし、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NP0、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努めるものとする。

8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報共有を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位をつけ、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難をおこなうためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第 1 4 節 救出計画

災害により生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索または救助し、保護を図るものとする。

1. 実施責任

- (1) 救出は原則として、町長、消防署及び消防団並びに警察署が協力して実施するものとする。また、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、または町長等に協力するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、以下に掲げる「救助法に基づく救出要領」によるものとする。
 - ①被災者等の救出は、災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
 - ②被災者等の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ③被災者等の救出を実施することができる期間は、災害発生の日からおおむね3日以内とする。

2. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、町長は直ちに県等の出先機関（地方本部）と連絡をとるとともに、消防団員を動員してすみやかに救出作業を実施するものとする。

第 15 節 死体搜索及び収容埋葬計画

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からしてすでに死亡していると推定される者を搜索し、または死亡者の収容、処理、埋葬の計画は、次により実施する。

1. 実施機関

死体の搜索及び処理等は、町長が警察機関、消防機関の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適応された場合は知事が行うが、委任された時または、知事に於いて救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

(1) 受取人がいない遺体・身元不明の遺体の引き受け

仮の安置所を設け安置する。

(2) 御家族への対応

あらゆる手段で情報を入手対応する。

(3) 遺体安置所に係る資機材の確保

(4) 遺体安置所の開設

町内の適当な場所から選定し開設する。

(5) 遺体の収容

(6) 火葬場・資機材の確保

(7) 遺体の引き渡し

遺族であることを確認し引き渡す。引き渡し時に公衆の目に触れないようにするなど対応には配慮する。

(8) 遺体の火葬

事前に近隣の火葬場へ状況確認する。

第 16 節 災害警備計画

災害が発生する恐れ、または発生した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公安と秩序を維持するため、警察及びその他関係機関及び住民と協力して被災地の警備にあたるものとする。

第 17 節 救援物資要請・受入・配分計画

高森町は、大規模な地震・土砂災害時等に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、物資輸送集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実迅速かつ公平な被災者への配分を行ない、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

各駐在区は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を効率的に把握するものとする。

2. 物資の要請（町関係各課）

（１）国及び県への要請。

高森町は、避難・被災状況を迅速に把握し、早急に必要な物資の救援を国及び県へ要請する。

（２）町内外の企業・業者等への協力呼びかけ。

高森町は、被災地区において真に必要とされる物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

3. 受入・供給体制

（１）物資集積拠点の選定

各駐在区は、防災計画に定める避難所の位置を勘案の上、効率的に物資の受入、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとし、高森町は町全体の選定状況の把握、調整を行うものとする。また、高森町は、国・熊本県や他都道府県、全国から寄せられる救援物資等を円滑に受入れるため、広域物資輸送拠点として高森駅舎及び高森駅交流施設・色見生涯学習センター・草部生涯学習センター・河原生涯学習センター・高森東学園義務教育学校体育館を選定する。

（２）受入・供給体制の整備

各駐在区は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点毎に管理責任者を配置し、管理及び配分に万全を期するものとする。

高森町は、高森町広域物資輸送拠点（高森駅舎及び高森駅交流施設・色見生涯学習センター・草部生涯学習センター・河原生涯学習センタ

一・高森東学園義務教育学校体育館）に管理責任者を配置し、各駐在区の物資集積拠点の管理責任者等と連携をして、円滑な配分を行うものとし、救援物資の避難者への効率的な配送を行うため、町内送業者との協力体制の構築にも努めるものとする。

高森町は、各駐在区等が自ら物資の調達・配送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、要請体制、調達体制、配送体制の整備を図るものとする。

（３）救援物資の取り扱い

高森町は企業団体等から提供の申出があった物資を救援物資として整理し各駐在区から物資の供給要請があった場合は、速やかに申出を行った企業団体等との調整を行うものとする。

災害のため企業団体等から高森町に送られた救援物資は高森町においてこれを受領して厳重に保管するとともに、救援物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して必要に応じて各駐在区を通じて被災者に配分するものとする。

なお、救援物資の確実な供給を行うため避難所以外（車中泊や在宅避難等）で生活を行っている被災者の把握等に努めるものとする。

第 18 節 石油供給計画

災害発生時には、関係者間でガソリンスタンドの営業状況等に関する情報共有を行うとともに、災害拠点病院や行政庁舎などの施設（以下、重要施設という。）や、消防・警察・自衛隊車両等（以下、緊急車両という。）へ燃料供給をする必要があり、その計画は、次に定めるところによる。

1. 重要施設への燃料供給

自力での燃料調達が困難な場合の燃料供給計画は、災害の規模等に応じて次のとおりとする。

（１）地域レベルでの燃料供給

大規模災害発生時、各重要施設管理者は、高森町に対し燃料供給要請を行い、高森町はこれらの要請を取りまとめ、調整を行う。

（２）県レベルでの燃料供給

高森町は、町内の燃料供給要請に対して、町内小売業者の供給力が不足すると判断される場合は、県へ供給要請を行う。

2. 緊急車両の燃料供給

（１）中継ＳＳでの燃料供給

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い中継ＳＳにおいては、大規模な災害が発生した場合県や資源エネルギー庁から熊本県石油商業組合に対する要請に基づき、緊急車両に対する燃料の優先供給が行われる。

（２）中継ＳＳにおいて優先供給する緊急車両

① 緊急通行車両

災害対策基本法に基づき県及び熊本県公安委員会が必要と判断した場合に発行される「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲示している車両。

② 道路交通法に基づく緊急自動車

パトカー・消防車・救急車等赤色灯があり、かつサイレンを吹鳴しながら走行する車両。

③ 自衛隊車両

一般車両と異なり、6桁のナンバープレートをつけている車両。

第 19 節 食糧供給計画

罹災者及び災害応急従事者等に供給する食糧の確保及び炊出しその他食品の供与について、次により確実迅速に実施するものとする。

(協力機関 資料編別表 2－2 参照)

1. 実施機関

罹災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、町長が実施する。

2. 食糧の調達先

主食、副食及び調味料の調達先

①主食（米穀）の調達先

町内の販売小売業者から調達するものとする。

②副食及び調味料の調達先

必要に応じ、町内業者から調達する。

③パンの調達先

町内の販売小売業者から調達するものとする。

3. 災害時における食糧の応急供給の基準

(1) 応急供給を行う場合

地震、風水害、大火、その他非常災害が発生し、又はそのおそれのあるときで、町が必要と認めたとき。

(2) 炊出し、その他による食品の給与

① 指定避難所等に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者、及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

② 罹災者が、直ちに食することができる現物によるものとする。

③ 費用は、主食、副食及び燃料等の必要な経費とする。

④ 実施期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、罹災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給する。

(3) 応急供給の対象、品目及び供給方法等

供給対象	一人当たり供給限量	供給方法	備考
罹災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米180g	知事又は町長は、給食又は供給を行わせることを適当と認める取扱者（業者等）を指定して、給食を実施させるものとする。 知事は、災害の状況により必要と認めた場合は、九州農政局食糧部との協議により取扱者に直接供給することができる。	災害救助法が発動され、応急供給が実施されている期間中はその地域の罹災者に対する米の通常供給は行わない。
罹災により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	一日当たり 精米360g		
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合	1食当たり 精米270g		

4. 米穀の調達方法

小規模の災害については、小売業者の手持分を町長が調達するものとする。災害の状況により小売業者の所有米穀のみで不足する場合は、町長の要請に基づいて、知事が九州農政局食糧部に対し、農林水産省所管備蓄食糧の出庫供給を要請するものとし、災害地への運送の手配をするものとする。

5. 副食、調味料及び野菜の調達方法

塩、味噌、醤油の副食調味料及び野菜については、町長が直接調達するものとする。町内小売業者より調達するが、不足する場合は、必要に応じ熊本県みそ工業協同組合及び熊本県醤油工業協同組合に依頼し調達するも

のとする。

ただし、町長において直接調達が困難な場合は、知事に、そのあつせんを依頼することができる。

知事は、町長の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、災害地への運送の手配をするものとする。

第 20 節 給水計画

災害時に飲料水が汚染され、または枯渇し、現に飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施機関

- (1) 飲料水供給の実施は、災害救助法その他により町が行うものとする。
- (2) 町単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県及び国その他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

2. 給水の対象者

罹災し、水道等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇するため、飲料水が得られない者。

3. 給水方法

- (1) 応急飲料水の確保

隣接水道、または近隣水道から給水車あるいは、給水槽等を用いて搬水し、既設の水道施設が途絶した場合は、近隣のプールや貯水施設等の水をろ過もしくは化学処理を加えて、飲料水を確保するものとする。

- (2) 罹災者への給水

確保した飲料水は、バケツ及び缶又はペットボトルにより罹災者に対し、供給するものとする。

- (3) 生活用水等の確保

応急飲料水以外の生活用水の確保についても、その必要最小限度の確保及び供給を図るものとする。

第 2 1 節 衣料品等物資供給計画

町は、救援物資を避難場所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努めるものとする。

なお、罹災者に対する衣料・生活必需品等の確保と供給の迅速かつ円滑な運営を期するための計画は、次のとおりとする。

1. 実施機関

罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び町当局までの輸送は知事が行い、罹災者に対する支給は、町長が実施する。

2. 衣料等物資の給与、又は貸与の対象者

災害によって、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等によって、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を流出又は、き損し、しかも資力のいかににかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認める者とする。

3. 衣料物資の範囲

災害のため供給する衣料物資は、次にかかげるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 寝具（就寝に必要な最小限度の毛布及び布団）
- (2) 外衣（普通着で作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身回り品（タオル等）
- (5) 炊事道具（鍋、包丁等）
- (6) 食器（茶碗、箸、皿等）
- (7) 日用品（歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸等）

4. 衣料等物資の給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画の樹立

衛生対策部物資班は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与するものとする。

(2) 物資等の調達

衣料物資の給与、又は貸与の必要を生じたときは、適当な衣料店に連絡して必要最小限度の物資を調達する。町内での調達が困難な場合は、災害対策本部から、知事に依頼し、調達するものとする。

(3) 救援物資の集積場所

調達した物資又は外来及び県からの救援物資の集積場所は、被災の程度に応じ色見生涯学習センターに集積し、配分計画に基づき、罹災者に配分するものとする。

5. 義援金及び義援物資の取扱

罹災者に対する義援金、義援物資を関係機関及び個人から受領したときは、厳重に保管するとともに、すみやかに罹災者に配付するものとする。

(1) 義援金口座の開設

(2) 義援金相談窓口の設置・対応

(3) 義援金分配委員会の設置・運営

(4) 義援金の支払い

6. 労務供給計画

救援物資の購入及び配分に必要な労務者については別節「労務供給計画」の定めるところによるものとする。

第 2 2 節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した罹災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して罹災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1. 応急仮設住宅

(1) 実施機関

- ① 罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による実施が不可能なときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- ② 応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員数や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。
- ③ 応急仮設住宅の建設予定地は、高森町多目的広場つくしまつもととする。被災場所や避難者数を考慮し町内に複数の予定地を検討するものとする。
- ④ 民間賃貸住宅の提供体制の要領を整備し協定の締結に努める。

(2) 応急仮設住宅の供与

① 賃貸型応急住宅

町は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

② 建設型応急住宅

町は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障をきたすことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側

溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備についても検討を行うものとする。

2. 資材の調達及び設置予定地の確保

(1) 防災関係機関や民間事業者との連携

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(2) 資材の調達方法

資材の調達は、町の指定する業者に対し、所定の手続きを得て調達するものとする。

(3) 設置予定地の確保

設置予定地の確保については、土地所有者と協定のうえ確保するものとする。また、町は学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 労務の調達方法

労務者については別節「労務供給計画」の定めるところによるものとする。

第 2 3 節 医療救護計画

災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合は、応急的な医療供給体制を確保し、罹災地住民の医療救護を図るものとする。

1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとする。

2. 救護体制の整備

町長は、地元医療機関及び医師会等の協力を得て、医療救護班を編成しておくものとする。

3. 救護活動

- (1) 町長は災害の状況に即応し、医療救護班により医療救護活動を行う。
町単独で処理できないときは、近隣市町村の応援を要求するとともに県に応援協力を要求するものとする。
- (2) 町は、被災地の状況に応じ医療救護調整本部を設置、その付近に医療救護所を設置するものとする。

4. 損害補償

町長は災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障がい者となったときは、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者が、これらの原因によって、受ける損害を補償するものとする。

第 2 4 節 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、または当該住民に対し、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の定めるところにより、公衆衛生の立場から、感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防及びまん延の防止を図るものとする。

1. 実施責任

(1) 町長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 代執行

災害の状況が著しく激甚であるため町において実施できない時は、知事がこれを代執行するものとする。

2. 防疫組織及び実施方法

(1) 防疫の実施

町長は、防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おおむね衛生技術者 1 名、職員 1 名、作業員 3 名をもって編成するものとする。

(2) 防疫活動のための薬剤・器具・器材等の整備

町長は、災害時又はその恐れが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具器材等を整備し、周到な計画をたてておくこととする。

(3) 検病調査及び健康診断

① この調査に当たっては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報把握と収集に努めるものとする。

② 検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症予防法第17条の規定により健康診断を実施する。

(4) 消毒の方法

町長は、知事の指示に基づき、感染症予防法施行規則第14、16条及び結核感染課長通知の規定により、防疫班により実施するものとする。

(5) 被災動物の救護

被災の状況により動物の救護活動を実施するものとする。

(6) 町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第25節 廃棄物処理計画

大規模な風水害・地震等の災害発生時には、建築物の倒壊、流失、焼失の焼け残り等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物等の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

1. 被害状況調査、把握

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、阿蘇保健所へ報告する体制を整備する。

2. ごみ処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講ずる。
- (2) 町は、ごみの処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (4) 町は、防疫上生ごみ等の腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流失家屋のがれきや焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (6) 大規模災害が発生した場合は、「地域防災計画」に基づき、高森町災害対策本部を設置し、迅速かつ正確な災害の状況を収集するとともに、災害廃棄物の発生状況を把握するものとする。大量の災害廃棄物の処理場への搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられることから、必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所（仮置き場）を確保する。高森地区・色見生涯学習センターグラウンド西

側・草部生涯学習センターグラウンド・旧尾下小学校グラウンド跡地・河原生涯学習センターグラウンドにごみ集積場所を確保する。

防疫・災害廃棄物班は把握した災害廃棄物の状況を、関係機関や関係団体等に伝達する。なお、情報の収集には、災害の規模、発生地域等によりすべてを把握することは困難であることから、随時情報収集に努め、その情報を速やかに伝達する。

また、廃棄物処理にあたっては、各種計画書、協定書、申し合わせ事項等により、次の体制で行う。

- ①国、県及び近隣自治体との協力支援体制
- ②消防署、警察署、消防団等の関係機関との協力支援体制
- ③委託業者、廃棄物協会、建設業協会、その他関係団体等との協力支援体制
- ④町の各部署との連携体制。

さらに、支援団体となった場合には、職員や収集運搬車両等を被災地に派遣し、廃棄物処理を行うなど人的支援・物的支援を実施し、継続的に職員を派遣し、災害廃棄物処理に係る事務処理等の支援を行うとともに、災害廃棄物の広域処理による被災団体への支援も行うこととする。

3. し尿処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理機能以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適性管理の対策を講ずる。

4. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (2) 町は、被災時の被害により施設・整備等に欠落が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (3) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応

援要請を行う。

5. 廃棄物処理施設の広域応援体制

- (1) 町は被災地の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は広範囲の被災により近隣市町村と相互応援体制維持ができない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第 2 6 節 交通対策計画

災害時に、道路災害が発生する恐れがある場合、または橋梁等の交通施設に被害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促す。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は、道路管理者と警察が常に緊密な連絡を保ち実施するものとする。

2. 交通規制の措置

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な規制を実施するものとする

第 2 7 節 輸送計画

災害時における緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1. 実施機関

救助法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業務とする公共機関、地方公共機関これらに準ずるもの等、または自衛隊に応援を要求して緊急輸送の確保を図る。

2. 輸送の方法

災害時における緊急輸送は、本町の場合道路輸送がほとんどであるが、道路輸送が困難な場合は、鉄道輸送を行う。または災害時に陸上輸送が困難な場合若しくは空中輸送が適切であると判断した場合は、自衛隊、熊本県防災ヘリコプター要求により実施するものとする。

3. 物資の調達・輸送体制

県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。

県及び町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知を図るものとする。

県及び町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第 28 節 障害物除去計画

1. 実施責任者

- (1) 障害物の除去は町長が実施するものとする。ただし災害救助法が適用されたときは知事が行うが、委任されたときまたは、知事が実施するいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- (2) 道路及び河川等における障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去等

実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、または土木建設業者等の協力を得て実施するものとする。

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3. 除去した障害物の保管場所

除去した障害物の保管は、町長または警察署長において、次のような場所に保管するものとする。

- ① 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所
- ④ その他、その工作物に対応する適当な場所

第 29 節 労務供給計画

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施を促進するための計画は、次に定めるところによる。

1. 労務者の要請

- (1) 町長は災害応急措置の実施については労務者を必要とするときは、阿蘇地域振興局長に対し、文書または口頭をもって要請する。
- (2) 町以外の機関において、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、当該機関の長は直接、所轄の公共職業安定所長に要請すること。
- (3) 前各項の労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 求人者名
 - ② 職種別 所要労務者数
 - ③ 作業場所及び作業内容
 - ④ 労働条件
 - ⑤ 宿泊施設の状況
 - ⑥ その他必要事項

第30節 文教対策計画

災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図る。

1. 実施機関

- (1) 町立小中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）の文教施設の災害
応急復旧は町長が行う。
- (2) 町立小中学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は教育委員会
が行う。ただし、救助法が適用されたとき、または町で実施すること
が困難な場合は、知事または県教育委員会が、必要関係機関の協力を
求めるものとする。

2. 応急教育対策

- (1) 応急教育実施の予定場所
 - ① 学校施設が罹災した場合は、まず応急復旧をすみやかにを行い、教
育が実施できるようにする。
 - ② 応急復旧が不可能な場合は、隣接地域の学校、公民館、その他民有
施設の借り上げを行う。
- (2) 応急教育の方法
 - ① 町教育委員会は、学校、県教育事務所と綿密な連絡をとり、応急教
育実施のため支障をきたすことのないように教育実施者の確保に努め
るものとする。
 - ② 教材、学用品等の調査及び配給の方法教材、学用品等被害を受けた
場合は、所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（救助法適用の
場合は、教育委員会は町長を経由して報告）
 - ③ 町教育委員会は児童、生徒の保健衛生に努める。

3. 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、町長は県教育委
員会に速報する。

- (1) 物資等対策

町は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。

4. 救助法による学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことができない学用品を喪失または、き損したとき、これを直ちに入手することが不可能な状態にある小中学校の児童、生徒に対しては、知事が必要最小限の学用品を支給する。

なお、支給対象者、品目等は県防災計画による。

5. 文化財の保護

保存している建物の被害が深刻な場合は、別の収蔵施設等への移動等を行い保護に務める。

第 3 1 節 民間団体活用計画

災害時における民間団体の活用については本計画の定めるところによる。

1. 実施機関

- (1) 民間団体の活用は、町長または教育委員会が町内民間団体の協力を求めて実施するものとし、町内で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、協力を求めて応急措置にあたる。
- (2) 大規模な災害、または広範囲にわたる災害のとき、あるいは町で処理できない場合は、知事または県教育委員会に要請する。

2. 活用方法

(1) 活動内容

- ① 民間団体の構成員は、罹災者救出等の応急措置及び応急復旧等に協力応援するとともに、罹災者並びに応急復旧作業等に従事している者に対する炊き出しに従事するものとする。
- ② 県無線救護隊南阿蘇中隊
電波法第 7 4 条及び中隊隊則第 2 条に規定する活動

第 3 2 節 消防計画

災害時における町民の生命及び身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

町長は、町内の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行う。

2. 消防活動計画

- (1) 町長は、消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。
- (2) 町は、災害時における危険物等の保安について、適切な処置をとるとともに、県知事公室危機管理防災課に状況を速報する。
- (3) 大規模な林野火災が発生し、または大規模となる恐れがある場合は、町長は知事に対し自衛隊、熊本県防災ヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送並びに要員の派遣等を要求するものとする。

3. 相互応援協定

町長は、熊本県消防相互応援協定（平成27年4月1日施行）の円滑なる実施を図るため、隣接町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

第 3 3 節 水防計画

この計画は水防法第 7 条に基づき、洪水等による災害を警戒防御し、これによる被害を軽減する目的をもって町内各河川と山潮に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のため消防団並びに関係機関の活動と、協力及び応援並びに水防に必要な器具資材及び設備の整備と運用について、実施計画を定めるものとする。

(1) 水防組織

町に水防本部を置くものとする。

(2) 水防会議

連絡協議会を年 1 回以上開催し、防災計画、情報交換、水防に関しての通報連絡活動応援等について協議するものとする。

第 3 4 節 農林部門応急対策計画

農林部門応急対策計画については、風水害等による被害状況を的確に把握し、関係機関と連携を図り、早期の対策を講じるよう万全を期するものとする。

近年自然災害（大雨、土砂災害、地震等）によるため池被害が頻発、甚大な被害が発生している。決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されると都道府県知事が指定した農業用ため池を「特定農業用ため池」とし、区域におけるハザードマップ、避難計画を作成、被害の軽減に努めるものとする。

指定の基準

- （１） ため池から 100m 未満の浸水想定区域内に家屋、公共施設があるもの。
- （２） ため池から 100 から 500m の浸水想定区域内に家屋、公共施設があり、かつ貯水量 1000 m^3 以上のもの
- （３） ため池から 500m 以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設があり、かつ貯水量 5000 m^3 以上のもの
- （４） 地形条件、家屋の位置関係、維持管理状況から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

（農林政策課提供）

	名 称	所 在 地	最 大 貯 水 量
1	別所池	大字高森字穿戸 6 5 0 番地	30,000 (m^3)
2	芝原池	大字高森字冬野 5 8 6 番地	9,000 (m^3)
3	含蔵寺池	大字高森字須坂 1 8 0 4 番地 1	2,500 (m^3)
4	内山池	大字高森字城山 1 7 5 9 番地	5,000 (m^3)
5	坊ヶ平池	大字高森字町上 1 1 8 0 番地 7	9,000 (m^3)

第 3 5 節 電力施設応急対策計画

電力施設応急対策計画については、九州電力（株）大津営業所と緊密に連絡をとり、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第 3 6 節 生業及び復旧資金貸与計画

零細な資本で生業を営んでいる者または低所得者が災害を受けた場合、これらの罹災者に対し、生業再生に必要な資金を貸付け、早期の自立更正を図ることを目的とする。

1. 生活福祉資金

(1) 取扱機関

民生委員及び町社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会で取り扱う。

(2) 対 象

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の適用されない小規模な災害または、火災等自然災害以外の場合の災害地より罹災した低所得世帯で、かつ資金の貸付と民生委員の援助指導を受けることによって独立自活できる者で、他の機関等からの融資が困難な者。

2. 母子及び寡婦福祉資金

母子家庭の母（配偶者のいない子女で現に 20 歳未満の子供を扶養しているもの）及び寡婦（配偶者と死別した子女及びこれに準ずるもの）に対し、その経済的自立のための助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養児童等の福祉を増進する目的で貸し付ける資金である。激甚災害を受けた場合は、優先的に貸し付ける。

(1) 事業開始資金

母子家庭の母及び寡婦が現に事業を開始するのに必要な設計費、材料等の購入費に充てるための資金。

(2) 事業継続資金

母子家庭の母及び寡婦が現に事業を継続して行くために必要な商品、材料等の購入費に充てるための資金。

(3) 住宅資金

母子家庭の母及び寡婦が現に居住し、かつ原則として所有する住宅を補修し、または増改築・取得をするのに必要な資金。

第 3 7 節 災害応急融資計画

災害応急融資計画は県防災計画に基づき実施するが、融資の種類は下記のとおりである。

- (1) 中小企業災害応急融資
- (2) 農林漁業災害応急融資
- (3) 農林漁業金融公庫資金による災害応急融資
- (4) 天災融資

第 3 8 節 地震災害対策計画

大規模な地震が発生、または発生するおそれがある場合は、応急対策活動を強力に実施するために必要な事項を次に定めるものとする。尚、南海トラフ地震発生のおそれ又は発生した場合は、別紙「南海トラフ巨大地震防災対策推進計画」に定めるものとする。

1. 組織の確立

大規模な地震による災害が発生したときは、第 3 章災害応急対策計画、第 1 節組織計画の定めるところにより、直ちに高森町災害対策本部を設置し、応急対策について協議するものとする。

(1) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。なお、対策部長は本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急措置に万全を期するものとする。また、災害対策本部の役割分担については、(別表16)を基本とし、対応に当るものとする。

(2) 現地対策本部

大規模な地震により被害が発生し本部長が災害対策上特に必要と認めるときは、現地対策本部を設置するものとする。

(3) 職員の緊急動員

① 執務時間中における動員

災害対策本部が設置されたときは、本部職員は直ちに第 3 節動員計画の定めるところにより、非常配置につくものとする。

② 執務時間外における動員

- ア. 宿日直者は、緊急連絡表により関係職員に非常参集の連絡を行う。
- イ. 関係職員は、町内に震度 5 弱以上の地震が発生、又は長周期地震動指数 3 が発表されたことにより災害が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し配備体制につく。(震度 6 弱以上、又は長周期地震動指数 4 は自動設置)

2. 応援協力体制

大規模な地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援体制を確立し災害対策に万全を期するものとする。

(1) 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

① 県

町は県と常に密接な連携を保ち、県の対策に適合するよう十分調整を図るものとする。

② 防災会議構成機関

町は高森町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互協力して災害対策に万全を期するものとする。

(2) 自衛隊災害派遣要請

町長は、大規模な地震により緊急に人命救出等の必要を認めたときは、第8節自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣を要求するものとする。なお、町は次の措置により、自衛隊との連絡及び協力体制の確立に努めるものとする。

① 有線通信が途絶した場合の通信方法について、あらかじめ関係機関と協議し、無線通信による自衛隊との通信体制の確立を図っておくものとする。

② 町は、派遣部隊の長と随時活動内容等について協議し、協力体制の確立を図るものとする。

3. 応援要請

災害発生時における緊急消防援助隊、自衛隊派遣は第3章第10節緊急消防援助隊要請計画、第11節自衛隊派遣要請計画に記載。

町は応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、緊急消防援助隊、他の市町村に対し応援を要請するものとする。

4. 災害集結拠点

災害発生時における緊急消防援助隊、自衛隊の集結拠点を高森地区⇒高森町多目的広場つくしまつもと又は湧水トンネル駐車場、草部地区⇒草部生涯学習センター駐車場、野尻地区⇒高森東学園義務教育学校グラウンド、河原地区⇒河原生涯学習センターグラウンドとする。

5. 通信連絡対策

災害発生時における通信連絡は、第3章第5節通信施設利用計画による

が、特に次により通信手段の確保を図る。

(1) 防災行政無線の運用

防災行政無線運営要領に従い運用し、通信連絡の確保を図る。

(2) 移動無線の利用

緊急必要な場合は、町無線機を使用するとともに県警本部に対し、移動無線車の配置を要請して、被災地との通信連絡の確保を図る。

(3) 非常無線通信の利用

有無線通信設備を利用することができない場合、またはこれを利用することが困難である場合は、熊本地区非常無線通信連絡協議会に対し、非常無線の発動を要請し、被災地との通信連絡の確保を図る。

6. 災害状況の把握及び広報

災害発生時における災害状況の把握及び広報は、第3章第節通信施設利用計画によるが、特に次により災害状況の把握及び広報手段の確保を図る。

(1) 災害状況の収集は、第6節情報収集及び被害報告取扱計画に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、災害状況の把握に努めるものとする。

① 航空機の派遣要請

県は、緊急に災害状況の把握を必要とするときには、自衛隊に対し、航空機の派遣を要請するものとする。

町は、大規模な地震による災害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、被害状況の調査把握を行うものとする。

(2) 町民に対する広報

大規模な地震における災害情報の町民に対する広報は、第7節広報計画に定めるところによるものとするが、町は特に次の措置を講じ、災害情報、災害応急対策及び再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

① 口頭伝達

消防団等を通じて、町民に対し災害情報及び応急対策の周知徹底を図るものとする。

② 広報車による広報

広報車を必要に応じ、現地に派遣し町民と協力して災害情報の広報に努めるものとする。

7. 避難対策

大規模な地震が発生した場合における避難対策は、第13節避難計画に定めるところによるものとするが、関係機関は、特に次の措置を講じ震災時における住民の避難が円滑適正に行われるよう努めるものとする。

(1) 避難の指示

避難の指示の実施責任者は、大規模な地震が発生した場合避難の時期を失わないよう、すみやかに避難の指示を行うものとする。

(2) 避難の指示の伝達

- ① 避難の指示の実施責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、サイレン、警鐘、広報車等を用い、または併用して迅速に地域住民に対し、周知を図るものとする。
- ② 町は、放送による避難に関する伝達の必要を認めた場合、または町民等から避難に関する放送要請依頼があり、その必要を認めた場合は、県を通じ放送機関の放送を要請するものとする。

(3) 避難者の収容

既存の収容施設が被害をうけた場合、被災者が多数のため既存の施設に収容できない場合、または近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

(4) 避難所の環境整備

避難所として指定している建築物について、必要に応じ換気・照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

8. 消火対策

大規模な地震における消火対策は、第32節消防計画に定めるところによるものとするが、町は特に次の措置を講じ、大地震における消火の万全を期するものとする。

- (1) 町長は、地震後直ちに広報車等によりあらゆる火元の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ被災地への電気、ガスの供給停止を要請するものとする。
- (2) 町長は、大火が予想されるとき、直ちに消防団に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示するものとする。なお、必要に応じ隣接町村の消防機関に対し、応援要請するとともに、自衛隊の災害派遣を要請し、

消防力の結集を図るものとする。

- (3) 被災地域に危険物等が存在し、特殊火災発生のある恐れがある場合、町長は直ちに特殊火災防止並びに地域住民の避難等安全確保の措置を指示するとともに、必要に応じ関係機関に対し、消火に必要な専門技術者の派遣を要請するものとする。

9. 救出対策

大規模な地震における被災者の救出は、第14節救出計画に定めるところによるが、関係機関は特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

- (1) 住民等による救出

住民は積極的に消防団及び警察官に協力し被災者の救出に努めるものとする。

- (2) 消防団員及び警察による救出

消防団員及び警察官は、相互に連絡協力し被災者の救出に努めるものとする。

- (3) 町職員による救出

町長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

- (4) 自衛隊の災害派遣要請

町長は必要と認めたときは、県知事に対し自衛隊派遣の要請を行うように要求し、被災者の救出に万全を期するものとする。

- (5) 救出・救助関係機関等の活動調整会議の開催

町長は、必要に応じ関係機関との活動調整会議を開催し情報の共有に努めるものとする。

第 3 9 節 阿蘇火山対策計画

1. 総 則

阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合、登山者（観光客を含む。以下同じ。）及び地域住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村及び防災関係機関は協力して災害予防、災害応急対策を実施するものとする。

（１）阿蘇火山噴火対策に係る高森町の地域

①火口周辺から居住区に係る地域は次の区域とする。

（噴火警戒レベル 2 及び 3 に関する区域、噴火警戒レベル 4 及び 5 に関する区域）

ア 高森町大字色見の区域

イ 高森町大字上色見、前原の区域

（２）防災体制の整備

① 阿蘇火山防災対策を推進するため、災対法 17 条第 1 項の規定により設置される阿蘇火山防災会議協議会に加入する。

② 災害対策を実施するうえで必要があると認めるときは、別途定める「阿蘇火山防災計画」並びに本書により災害対策本部を設置するものとする。

（３）防災関係機関

火山災害の特殊性にかんがみ、県及び関係市町村と連携を図りながら、防災対策に万全を期すものとする。

（４）防災対策事業等の推進

関係市町村は、火山災害による被害を防止し、または軽減するため、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。

①阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進

②避難施設（退避豪、避難路、ヘリポート、警報施設、退避所等）の整備

③防災訓練の実施

④防災知識普及を目的に県及び関係市町村は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。

県及び関係市町村は、地域住民はもとより、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して、防災知識の普及啓発を図るものとする。

また、パンフレットの作成・配布、ビジターセンターや火山災害の遺構であるジオパーク等における周知等を通じて、火山災害履歴についても知識の普及を図るものとする。

- ⑤ 県、関係市町村及び防災関係機関は、災害発生時の安否確認と捜索活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行うものとし、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

2. 災害予防対策

(1) 火山情報等の定義

① 火山情報

気象業務法第11条及び活動火山対策特別措置法第21条第1項の規定に基づき、福岡管区気象台が火山現象に関する観測の成果等により火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し防災に資するために発表する情報をいう。

(2) 火山情報は次のとおりとする。

- ① 予報は、観測の成果に基づく現象の予想をいう。
- ② 警報は、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
- ③ 火山現象の予報及び警報の発表は噴火警戒レベルを用いて発表する。(噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の防災対応を踏まえて1から5の5段階に区分したものをいう。)
- ④ 解説情報の発表は、火山の状況に関する予報警報の補完等のため又は火山活動の変化を周知する必要がある場合に行うものとする。

阿蘇火山噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		火山活動の状況	住民の行動	登山者・入山者への対応
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	
		4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予測される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要。	登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等
	火口周辺	2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活	火口周辺への立入規制等。
噴火予報	火口内等	1	活火山であることを留意	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		状況に応じて火口内への立入規制等。

(3) 緊急事態の通報

- ① 緊急事態の通報は、熊本地方気象台もしくは、阿蘇火山防災会議協議会から行われる。

(4) 災害危険予想区域の把握等

- ① 町は過去の噴火の状況に基づき、災害が予想される区域を把握しておくものとする。
- ② この計画にかかる区域における登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護するため、登山注意、登山規制及び登山規制解除の措置を取るものとする。

3. 災害応急対策

(1) 災害情報収集及び被害報告

災害応急措置の円滑化を促進するため、災害情報の収集及び被害情報について、次により実施するものとする。

- ① 被害が発生した場合は直ちに県阿蘇地域振興局、高森警察署、阿蘇山火山防災連絡事務所、阿蘇広域消防本部等に通報するものとする。

(2) 警戒避難

① 避難の指示

火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して立退きを指示する。

② 避難場所等の連絡及び手段ならびに誘導の方法

あらかじめ避難場所、経路及び手段並びに誘導の方法等について、阿蘇火山防災計画に定め、その内容を登山者及び地域住民に周知しておくものとする。

③ 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとする場合において登山者、または地域住民に人命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定するものとする。

(3) 交通規制

被災者の救出救助のための交通路の確保について、道路管理者、警察署に対し、交通規制を求めるものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害発生時等の場合には、この基本計画に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

県、町、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

1. 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木災害復旧工事は、公共土木災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

災害復旧は、原型復旧が原則であるが、再災害を未然に防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これらの施設の早期復旧に努めるものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧計画

農林水産業施設に災害が発生した場合は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律」により国に災害復旧の申請をなし、

緊急度大なるものは応急復旧、その他は査定後施行するなど早期復旧に期するものとする。

3. その他の復旧計画

- (1) 災害による住宅建設計画としては、災害救助法適用による応急仮設住宅の建設は勿論、公営住宅法による罹災者用公営住宅等の計画を進めるとともに、住宅金融公庫の住宅資金貸付制度等を十分活用してその復旧を図るものとする。
- (2) 災害公営住宅の復旧については、公営住宅法第8条に基づき、滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、公営住宅を早急に建設するものとする。

4. 被災者に対する生活支援等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

5. 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

6. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、災害救助法に基づき被災者の救助を県が行ったときは、町は被災者台帳を作成することから被災者に関する情報提供を要請するものとする。

7. 復興まちづくり計画

平成28年4月の熊本地震における復興まちづくり計画を踏まえて、必要な施設等の整備や避難体制の確立に向けて各事業を推進するものとする。

8. その他の復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

町は、必要な場合は関係地方行政機関に対して、職員の派遣を要請するものとする。その際、県に派遣に係る斡旋を求めることもできる。